

元朝期鷹狩り史料一考(二)

沖田道成

モンゴルの民が大帝国を築きあげた時代、大ハーン以下、王族・諸投下のもとに「怯薛」と呼ばれる近侍組織が存在した。鷹匠「昔宝赤」はこの「怯薛」の成員であり、鷹狩りが催されるとなれば、主の命により、鷹を放って獲物を捕らえたのである。

彼ら昔宝赤が鷹狩りへの従事のほかにどのような職掌を担っていたかは明らかでないが、殊にハーンの昔宝赤に関しては史料がいくつか残っており、狩りだけでなく、選定・飼育・輸送といった、鷹にかかわるすべてを統括していたと推測されるのである。

そこで、まずは昔宝赤の職掌について、関連史料を引用し、簡単な注釈を加えながら見ていきたい。

A へ打捕鷹鶴擾民事

至元三十一年六月二十三日奏。

「月の迷失、在前欽奉、先皇帝聖旨、『打捕的鴉鶴・黃鷹・角鷹・双鶴、好底、差人將上来者。歹底、他那裏飛放着』麼道、聖旨有来」奏呵、奉聖旨「依着先皇帝聖旨」麼道聖旨了也。欽此。

又、於七月十八日、昔宝赤木發刺、傳奉聖旨、「答刺罕將來底鴉鶴、歹有。月の迷失根底説者。『他不錯了有。將鴉鶴来者。差好人、將上来者』」麼道。欽此。

至元三十一年六月二十三日(1294年6月23日)の奏上。

「月の迷失が、先頃謹んでいただいた先帝(世祖クビライ)のお言葉では、『捕らえた鴉鶴・黃鷹・角鷹・双鶴は、良いものについては人を派遣してつれてこい。悪いものはをその場で逃がしてしまえ』ということでした」と奏上したなら、「先帝(世祖クビライ)のお言葉に従え」との「ハーンの」お言葉であるぞ。これをつつしめ。

また、七月十八日(同年7月18日)に、昔宝赤木發刺が伝えてよこしたハーンのお言葉では、「答刺罕が

よこしてくる鴉鵲は悪いものである。月的迷失に、『おまえなら間違いはない。鴉鵲をよこしてこい。ちやんとした人間を派遣して鴉鵲をよこすのだぞ』と伝えろ』とのことである。これをつつしめ。

〔三元典章〕卷三十八・兵部五・捕獺

至元三十一年正月（1294年1月）、世祖クビライが崩御し、同年四月、成宗テムルが上都においてハーンに即位した（『元史』本紀）。

本案件は同年六月、ハーンの代替りにあたって月的迷失が奏上してきたものと思われ、クビライ期と同様の權益に関する認可を、改めて新帝に仰いだものと考えられる。

以前からハーンに鷹を献上していたと思われるこの人物は、至元二十一年二月（1284年2月）、広東宣慰使として兵を率い、潮州路を平定している（『元史』本紀・世祖十、地理志五・潮州路の条）。その後の記録では、至元二十三年から三十一年六月（1286年から1293年6月）まで江西行枢密院副司・同知江西行枢密院事等の任にあり、翌七月には平章政事を加えられてい

る（『元史』地理志五・潮州路の条、本紀・世祖十四、至元三十年の条、本紀・成宗一・至元三十一年の条等）。ところで、月的迷失は至元二十一年二月の潮州平定後、同年十一月、「蔚州知州木八刺」を潮州達魯花赤に推挙している（『元史』本紀・世祖十）。

この推挙はクビライに受け入れられなかったが、蔚州は大都と大同の中間に位置し、ハーンの禁地（大都を中心に、灤州・河間府・中山府・宣德府に及ぶ；『元典章』卷三十八・兵部五・〈禁地内放鷹〉）の中に存在する。

つまり、「蔚州知州木八刺」は狩りにかかわっていた可能性もあり、時期的な面、潮州・蔚州という官職名から窺える地理的関連とを重ねあわせると、本案件上の昔宝赤木發刺と「蔚州知州木八刺」とは同一人物ではないかと考えられるのである。

「答刺罕」については、本案件と時代が重なる人物として、哈刺哈孫、賽典赤伯顔の二名に絞ることができる。

哈刺哈孫は、至元二十八年（1291年）から、大徳二年（1298年）江浙行省左丞相に任じられるまで湖広行省平章政事であり、確かに答刺罕の称号で呼ばれている（『元史』哈刺哈孫伝）。

一方、『元史人名索引』は、『元史』地理志六・八番順元蛮夷官の条に記される「平章答刺罕」を賽典赤伯顔と同意している。しかし、賽典赤伯顔に関する他の記述は、本人が答刺罕の称号を有していたか否かには一切触れておらず、加えて、右の「平章答刺罕」は、至元三十年（1293年）の、思州・播州の隸属をめぐる四川行省・湖広行省間のやりとりを記した、次のような文章に登場するのである。

〔至元〕二十八年、楊勝の請いに従い、八番の洞蛮を割きて、四川行省より湖広行省に隸せしむ。

〔至元〕三十年、四川行省官言う、「思・播州、元は四川に隸す。近ごろ改めて湖広に入る。今土人、其の旧によるを願う」旨有りて遣問し、還りて云うに、「田氏・楊氏言う『昨に闕廷に赴きたるに、道を湖広に取るは甚だ便たり。況んや百姓を相憐れみ、駅伝已に立つ。願わくは平章答刺罕に隸せしめん』」と。

文脈上、この『元史』地理志六・八番順元蛮夷官の条にあらわれる「平章答刺罕」は、おそらく湖広平章答刺

罕、つまりは哈刺哈孫を指すのであって、『元史人名索引』の同意は誤りだと思われる。

従つて、本案件の「答刺罕」とは、哈刺哈孫である可能性が高い。

さて、Aの案件に戻るならば、この史料は第一に、昔宝赤が鷹の選定をつかさどっていたことを示す。さらに、鷹にかかわるハーンの命令が降されたとき、昔宝赤が「使臣」となつてそれを伝えていることにも注目したい。

次に、鷹の飼育にかかわる史料を引用しておこう。

B 〈応副鷹食分例〉

至元八年八月、尚書省准中書省咨。

為順天路劉五十、為収住兎鶻、不還官司、用牛肉喂死。都省取招、決訖四十七下。奏、奉聖旨。

「既是那般呵、打也不合打。咱已前、為這〔拿〕着鷹不還官司底人教死者、麼道行下文字來、那底忒重有。今已後、海青鷹鶻等拿着呵、理會的人於就近官司便送納者。不理會底人於暗房子裏、坐下海青鷹鶻等、教人看、管休教猫入去、即便於就近官司說了

着。官司取去、差會養鷹の好人送来着。那般行文书者。欽此」

遍行各路、出榜所據。収住合喂鷹食、今約量擬定下項数目。仍令食用新肉。如无新羊肉、殺当鶏者。省府除外、仰照驗施行。

海青・兎鶻 早晨二両 後餉三両

鷹兒・鴉鶻 早晨一両 後餉二両

至元八年八月（1271年8月）、尚書省が受理した中書省の咨。

順天路の劉五十〔なる者〕が、兎鶻を捕まえたのに役所に送つてこず、牛肉を食わせて死なせたので、呼びつけて、四十七の下打つと裁決しました。と奏上し、謹んでハーンのお言葉をいただいた。

「既にそのように〔裁判を降した〕ならば、打ちたくても〔それ以上〕打つべきではない。我らは以前、鷹を捕まえても役所へ送らない者は殺せ、と文書を廻したが、その刑はあまりにも重い〔のでやめてしまえ〕。もしも今後、海青・鷹鶻を捕まえた場合、鷹の扱い方を知っている者なら、近くの役所へすみ

やかに納める。鷹の扱い方を知らない者ならば、暗い小屋のなかに鷹を置き、猫が入つてこないよう人に見張らせ、すぐに近くの役所に言つてこい。役所は〔鷹を〕受け取りにいき、鷹を飼うことのできるちゃんとした人間を遣わして〔我々のもとに〕送つてこさせろ。このように文書を廻せ。これをつつしめ」

各路に遍く文書を廻してこれを掲示し、捕まえた〔鷹に〕与えるべき餌については、今、ランクにしたがつて案作りをし、以下のように定める。なお、新鮮な肉をもちいて食べさせ、もしも新鮮な羊の肉がなければ、ニワトリを殺して与える。中書省は、以上のことに従うのはもちろんであり、調査して施行するよう〔下級の役所に〕命じる。

海青・兎鶻 朝に二両 午後三三両
鷹兒・鴉鶻 朝に一両 午後二二両

〔三元典章〕卷十六・戸部二・分例

このBの案件によると、鷹に関してまったくの素人

(劉五十) が、鷹に牛肉を与えて死なせている。鷹の餌については何の肉でも良かったわけではなく、とくに新鮮な物を、定められた分量で、朝晩の二回に分けて与えなければならなかったようである。

また、鷹は非常に繊細な生きものであり、上手く飼育するには、「會養鷹の好人(鷹を飼うことのできるちゃんとした人間)」が必要だったのである。「會養鷹の好人」とは、Aの案件の「好人(ちゃんとした人間)」も同様であるが、鷹の生態に関する知識と飼育の技術を兼ね備えた人員のことを言うと思われ、当然、昔宝赤のことも含むであろう。

次に、鷹の輸送に関連する史料を『元典章』のなかから二つ引用しておこう。

C 〈打捕鷹廝濫騎鋪馬〉

大徳七年三月 江浙行省准中書省咨。

通政院呈。

「打捕鷹廝總管府、出給文憑付、忽都不花等、於鎮江路黃山等處地面、打捕鷹速起給鋪馬。即係、不應

人数難以應付施行間、平江路申亦、『為鷹廝總管府牒、鎮守平江十字萬戶府達魯花赤和尚、於本路管下地面、西山等處、打捕掏模鷹速、每年擎架進呈。如有打到鷹速、驗數應付馬疋、移咨行下合屬禁治。希咨回示』

都省議得、萬戶府達魯花赤和尚、即係、專一鎮守管軍官之職。却賚鷹廝總管府文字、於有主山場地、打捕掏模鷹速、濫騎鋪馬。合准行省所擬禁治。咨請照驗數施行。

大徳七年三月(1303年3月)、江浙行省が中書省の咨を受けた。

通政院の呈によると、

「打捕鷹廝總管府が忽都不花等に、鎮江路の黃山等の地で鷹を捕まえたり、鋪馬の支給をうける(ことを許可する)証明書を与えました。(しかし忽都不花等は、鋪馬の支給を受ける)しかるべき人員の中に含まれていないので、支給を実施できないでおります。(そうした)時に、平江路の申がまた(来て)、鷹廝總管府が牒文を発給したため、鎮守平江十字萬戶府達魯花赤和尚が、本路(平江路)の管轄下の

地である西山等の場所で、鷹を捕らえて選定し、毎年さきげ持つて進呈する〔ことになりました〕。〔これについては〕鷹を捕らえたなら鷹の数を調べ、〔その数に見合った〕鋪馬を支給しよう文書をやりとりし、下級の役所に廻して整備しようと考えております。〔ついては〕回答をお願いいたします』といつてきました〔とこのことである〕。

中書省が協議したところ、万戸府達魯花赤和尚は、もっぱら鎮守管軍官の職にある。しかし、〔管轄外の〕鷹房總管府の許可証をもらい、領主のいる山場〔いずれかの領主の禁地〕で、鷹を捕らえて選定したり、むやみに鋪馬に乗ったりしているのである。〔このことについては〕行省〔江浙行省〕の案とおり、禁令を出すべきである。〔よつて〕咨文を降すゆえ、調査して実施せよ。

『元典章』卷三十六・兵部三・駅駐

駅駐を管轄する通政院が、鎮江路〔江浙行省に属す〕の忽都不花等に対する鋪馬の支給を見合わせていた間に、平江路〔こちらも江浙行省に属す〕から江浙行省の

議案付きで、同様の問い合わせを受けた。

通政院は上申して中書省の指示を仰いでおり、それに対する中書省の回答は、「江浙行省の議案どおりに行なえ」となっている。

訴えを記した文書は、おそらく鎮江路・平江路↓〔江浙行省〕↓〔中書省〕↓通政院↓中書省↓行省↓〔路〕という経路をたどったのであろう。

また通政院は、駅駐や鋪馬の使用を許可した名簿録のようなものを、あらかじめ用意していたものと思われる。なお、忽都不花と和尚の名は『元史』に数名検索できるが、Cの案件との関連を立証できる人物は見当たらない。

ところで、このCの案件で問題とされているのは、忽都不花や和尚等に対する打捕鷹房總管府の対応である。本来、忽都不花や和尚は駅駐や鋪馬を許可なく使用できない。しかし、打捕鷹房總管府は許可証を発給し、鷹の捕獲や輸送に用いる鋪馬の使用を、独自の裁量で認めているのである。

これに対し、駅駐ルートを管轄する通政院は自分たちの職分・職責が侵されると異議を唱えたのだが、中書省の回答は打捕鷹房總管府の行為を実質的に認めるも

のとなっている。というのも、中書省が従うように指示した江浙行省の議案によれば、捕らえた鷹の数に見合った輸送用の鋪馬は、支給されるのである。ただ、鷹の捕獲や輸送に関する、必要以上の鋪馬の要求が禁止されたのである。

さて、忽都不花と和尚は、毎年鷹を捕らえてハーンに進呈していたようであるが、鷹の捕獲・選定・輸送を直接担当したのは、やはり、A・Bの案件にみられる「會養鷹の好人」達であろう。

さらに、打捕鷹房総管府の詳細は明らかでないが、少なくとも鷹にかかわる事柄については管轄下に置いていたものと思われ、文書を発給することもあったのである。

次に引用する案件も、鷹の選定と輸送にかかわる史料である。

D 〈納鷹鶴鋪馬〉

大徳八年四月十三日、欽奉皇帝聖旨。「中書省官人達奏、『近年、有各處不係掏模納鷹人戸、因為己身勾當指納鷹為名、收買鷹鶴、騎坐鋪馬、取要分例、

納到不堪鷹速。將這等人每禁斷的聖旨、交行呵、怎生』麼道、奏來。『今後、大数目裏的並諸王・駙馬根脚裏掏模鷹鶴的人戸、已有定例、只依那体例裏、交送納來者。除這的外、不揀誰、因為己身勾當使見識、休送納來者。咱每根底堪中覲的好鷹鶴有、行省、管城子的官人每、相驗者。委實好鷹鶴有呵、他每根底頭驗的文書与者。斟酌与鋪馬、交送來者』道來。這般宣諭了、因自己的勾當、行省官人每、管城子的官人根底、不交覲了自意。差人的並送鷹鶴來的有罪過者。欽此」

大徳八年四月十三日（1304年4月13日）謹んで奉ったハーンのお言葉。「中書省の官人達が、『近ごろ各所で、〔鷹を〕選定し納める人戸でない〔者〕が、〔朝廷関係者・諸王・駙馬の〕わたくしごとのためであるのに、鷹を納めるということを目として、鷹鶴を買い集め、鋪馬に乗り、〔祇應等の〕決められた取り分を求め、〔こちらには〕役に立たない鷹を納めております。この者（朝廷関係者・諸王・駙馬）〔の行為〕を禁ずるといふハーンのお言葉をお降しになつてはいかがでしょう』と奏上してき

た。「そこで」『今後は、朝廷関係者・諸王・駙馬

に所属する鷹の選定の人戸は既に決まりで〔数を〕

定めている（のだから）、その決まりにしたがって、

〔鷹の選定の人戸でないもの達に鷹を買い集めたり

させないで、良い鷹をこちらに〕送ってこさせろ。

この〔鷹の選定人戸の者〕以外は、誰であろうとわ

たくしごとのために悪知恵を働かせて〔役に立たな

い鷹ばかり〕送ってくるな。我らに対して〔送る〕

選定すべき良い鷹がいれば、行省と城市を管理する

官人達が、「良い鷹かどうかをちゃんと」調査しろ。

確かに良い鷹であつたら、その者達〔鷹を選定して

納めにくる者達〕に対して、「良い鷹であることを」

つしめ」

〔元典章〕卷三十六・兵部三・駅站）

朝廷関係者・諸王・駙馬等の者が、「掏模納鷹人戸」

でない者まで動員して、自分たちのために鷹を集めさせ

ている。その際、「これはハーンに納める鷹なのだ」と

ふれまわり、駅站を使用して鷹を運んでいた。ハーンの

鷹を運ぶのだという名目で、実際には駅站が私用にあて

られていたのである。

このDの案件は、朝廷関係者・諸王・駙馬達が「掏

模納鷹人戸」でない人々を集めること、良質の鷹を取り

込んでしまうことについても問題として指摘しているの

だろうが、何よりも、私的なことのために駅站を濫用し

ないよう命じているものと思われる。

さて、鷹の選定・輸送に携わつたと思われる「掏模納

鷹人戸」とは何を指すのか、『元史』成宗本紀四・大徳

八年四月の条に、次の記述が見られる。

甲午、詔す、「朝廷・諸王・駙馬達は、鷹鶴を捕え

て進めるに皆定戸有り。今自り、鷹師にあらずして

乗伝し、冒進する者は、これを罪す」

右の『元史』の記述に言う「鷹師」とは昔宝赤のことであろう。年代・日付から、この『元史』の詔勅とDの案件とは符合すると考えられ、さらにハーンの鷹を運んだことを考慮に入れると、やはりDの案件中の「掏模納鷹人戸」とは昔宝赤のことを言う可能性が高い。

しかし、「掏模納鷹人戸」の「人戸」という表記が氣に掛かる。つまり「掏模納鷹人戸」とは、昔宝赤だけでなく、昔宝赤の隸民や打捕戸鷹房戸（ここでは、革職人・鷹の餌の供給者等の狩りに関係のある職能集団をさして打捕戸鷹房戸と言う）等の戸籍に記された人々をも含めた表現であると考えるのが妥当と思われる。おそらく既述の「會養鷹の好人」についても、鷹に係わりのあるすべての人員を含む表現であるとみなすのが適当であろう。

これまで見てきたA・B・C・Dの史料から、鷹の選定・飼育・輸送等の任務に関しては、特定的人员が携わっていたことが明らかとなった。「會養鷹の好人」・「掏模納鷹人戸」のように表記されるこれらの人員であ

るが、鷹に関与する人員については既述のごとく、昔宝赤の他にも、その隸民や打捕戸鷹房戸といったものも含むと考えてよいであろう。しかし、鷹にかかわる任務を統括していたとなれば、それは昔宝赤の他に考えられない。彼ら昔宝赤は、狩りだけでなく、これまで述べてきたように、選定・飼育・輸送をはじめとする鷹にかかわるすべてを統括し、ときには使臣となつてハーンの意向を現地へ伝えたものと推測される。昔宝赤なる怯薛の成員はハーンに近侍するだけではなかつた。なかには、鷹にかかわる様々な場面で、頻繁に往来する者もかなりいたのである。もちろん、狩りや季節移動にともなう禁地内・行営地内での往来も、彼ら昔宝赤にとつて重要な職掌であつたことは疑いない。以上のようにA・B・C・D四つの史料は、昔宝赤の職掌を考えるうえで非常に重要な史料だといえよう。

昔宝赤の普段の職掌についてはこれまで見てきたとおりであるが、そのほか有事には、彼ら昔宝赤が軍隊として組織され、戦線に赴いたことを示す記述も存在する。『元史』阿沙不花伝によると、乃顔の乱の際、乃顔に外応する姿勢を見せた諸王納牙を阿沙不花が懐柔した後、

こう記されている。

帝、乃ち親征を議す。命じて兵を遼陽に徴し、千戸(の名)を以て昔宝赤の衆を帥い、従行せしむ。

乃顔に対して親征を決意したクビライは、遼陽から徵集した昔宝赤を千戸長阿沙不花に率いさせているのである。この記述は、『東方見聞録』の、「クビライの親征軍は鷹匠と側近の軍人とから構成された」という記述とも合致し、昔宝赤が軍隊として組織され戦線に赴いたことを裏付けるものであり、さらには、昔宝赤の出自が、常に軍事に従い得る素質を備えた、遊牧の民であったことを仄めかしているとも言えよう。

また、『元史』阿沙不花伝には興味深い記述が見られるが、以下に必要な部分を引用してみよう。

乃顔平らぐに及び、阿沙不花伝は、大同・興和兩郡車駕の経る所に當り、(その兩郡中に)帷臺嶺有り、数十里居民無きを以て、有司に詔して嶺中に室を作り、邑民百戸を徙しこれを居らしめ、境内の昔宝赤の牧地を割きて耕種せしめて以て自ら養わしめ

んことを請う。(帝)これに従う。

右の記述には省略部分が多いように思われ詳細はよくわからない。しかし、大同・興和にまたがる帷臺嶺なる場所の近辺に、昔宝赤の牧地が存在したようである。また、阿沙不花伝の冒頭には、「世祖(阿沙不花に)田土を賜い、奴隸を給し、興和の天城に居せしむ」とある。興和の天城はちょうど大同と興和の中間に位置し、地理上の位置関係から推察すると、帷臺嶺も、その近辺の昔宝赤の牧地も、興和天城の辺りに存在したのではなからうか。

もしもそうであれば、『元朝期鷹狩り史料一考(一)』に引用した『元典章』卷三十八・兵部五・捕獮・〈禁擾百姓〉の案件中、昔宝赤が向かう「山後」とは、この興和天城付近の昔宝赤の牧地を指す可能性が高い。

乃顔の乱の前後に存在したと思われる天城付近の昔宝赤の牧地が、〈禁擾百姓〉の案件が降された大徳二年(1298年)、依然としてその地にあつたか否かを明らかにする史料は見当たらない。しかし、興和の天城ならば、クビライの行宮(『元史』世祖本紀二・中統三年十二月の条「行宮を隆興路に建つ」：『元史』仁宗本紀一・皇

慶元年十一月の条によると、「隆興路を改め興和路と為す」とあり、隆興路は興和路と同じである）や、後に武宗カイシャンが築いた中部（『元史』武宗本紀一・至大元年八月の条「中部の行宮成る」：『中国歴史地図集元・明時期』—地図出版社出版 1982年—によると、中部は興和路高原の北西に位置する）にほど近く、季節移動のルートからさほど外れてもいない。加えて『事林廣記』（至順刊本）巻之三に付された大元混一図によれば、興和の天城は「居庸山」の北にあり、大都から見ればまさに「山後」である。

さて、論点を引き戻すなら、A・B・C・Dの案件と阿沙不花伝から、昔宝赤自らの職掌にかかわる往來の場面は、戦時の移動を加え、思った以上に多岐にわたるものであったと推測される。また、そうした様々な移動の場面で、食糧や草料等をめぐって擾民をなしたことが、『元史』や『元典章』卷三十八・兵部五・捕獮等の史料に記されている。

なかでも『通制條格』卷二十八・擾民には、こうした昔宝赤の擾民に関係する案件がいくつかまとめて修められており、興味深いことに、被害にあった民衆達が、昔

宝赤に対して集団で暴行に及んだと思われる事実を記録したものが存在する。

以下、そうした昔宝赤に対する民衆の集団暴行について記した案件の一つを引用し、関連史料を交えたうえで注釈を加え、本論をしめくりたい。

E

至元三十年十一月二十九日、中書省奏過事内一件。

「在先御史台官人每奏了。『昔宝赤每等、休交搔擾百姓者。百姓每根底、不揀甚麼休奪要者』這般行了聖旨来。在後年時、良鄉昔宝赤每、因索鷹食呵、厮競来。如今聽得、又那般不與有。今年、因禾也收来、飛放的時節、又似那般爭競去也。『遇着晚呵、教與宿睡處、教與粥飯』俺這般行文書呵、怎生商量来」奏呵、奉聖旨、

「如今聽得、索不得茶飯有、再商量者」這般聖旨有呵、

「只兒哈郎・木八刺沙等奏『如今也那般不與俺有』這般說將來」奏呵、

「既那般呵、行文書者。聖旨了也。欽此」

議得、

「今後、怯薛夕毎・昔宝赤毎等勾當裏去、晚了呵、宿處・粥飯・馬草料、他每根底據有的與者。值着風雨、〔依〕〔信〕體例鷹食呵、索與者。依本分與了、分外無體例、使氣力呵、休聚衆、休廝打。那人每的名字記了、合屬官司、陳告、申覆上司究治。都省除外、仰遍行、依上施行」

至元三十年十一月二十九日（1293年11月29日）、中書省が奏上した事柄の内の一件。

「以前御史台の官人たちが奏了したところ、『昔宝赤達は民衆を苦しめるな。民衆に対してどのような物であれ強要するな』と命じたハーンのお言葉がありました。その後、收穫の良かった地域の昔宝赤達が、鷹の餌にするのだという理由で〔食糧等を〕せびり取ったことがあります。今知り得たところによると、〔現在もハーンのお言葉どおり、民衆は昔宝赤に食糧等を〕提供しないで行くようですが、今年穀物の收穫があつたので、鷹を放つ時期には、また〔昔宝赤達が〕その時（收穫の良かった地域での例）のように〔食糧等を〕せびりに行くはずで

〔そこで、〕『日が暮れば泊ませ、食糧を提供させろ』と、我ら（中書省）が文書を廻しておくというのはどうであろう、と協議いたしました」と奏上してハーンのお言葉をいただいたところ、「今でも〔昔宝赤が民衆に〕求めたとき、食糧を得ることができないというのであれば、もう一度協議しろ」とのお言葉でした。〔そこで、〕

「只兒哈朗・木八刺沙達が〔我々中書省に〕、『民衆は〕今もそのように（以前のハーンのお言葉どおり）我々に〔食糧等を〕提供しないでおります』と言つて来ておりますが」と奏上したところ、「そうであるからには文書を廻せ。我らの言葉である。これをつつしめ」〔とのハーンのお言葉であつた。〕

「従つて中書省は、以下のように」協議した。

「今後、怯薛の者達・昔宝赤達が任務を帯びて〔外地に〕赴き、夜になつたなら、泊まる場所・食糧・馬の草料については彼等（現地の民衆）の所で、ちやんとあるものをもらえ（決められた分量を越える物を強要するな）。嵐に遭遇したなら、決まり通りの鷹の餌については差し出すよう要求しろ。〔また、民衆が一旦、〕本分に従つて差し出したあとで（決

められた分量の食糧や草料等を差し出したあとで、「昔宝赤達が、さらに」決まりに無いものを力づくで奪ったとしても、「民衆は」人を集めて「昔宝赤達を」殴つてはならない。その者達（力づくで物品を奪う昔宝赤達）の名前を記し、管轄の役所に申し出て、上級の役所との間で文書をやりとりして究明しろ。都省（中書省）は「ハーンのお言葉に依拠するのほもちろんのこと」、「各所に」命じて文書を遍く廻し、以上の通りに施行する。

〔通制條格〕卷二十八・擾民・至元三十年の条

まず登場人物について、只兒哈朗とは『元朝期鷹狩り史料一考（一）』の《禁擾百姓》に見える御史台夫只兒哈朗のことと思われるが、元貞元年（1295年）太僕卿から御史台夫になる以前の記録は『元史』に残っており、至元三十年（1293年）の詳細はつかめない。また、木八刺沙については、世祖期から成宗期にかけて上都留守であった人物であろう。以上二名の案件の中で奏上は、私的なことなのか、もしくは役職に絡むのか、ここでは判断できない。

このEの案件によると、過去に「往来する昔宝赤は民衆に対していかなる物も強要してはならない」との禁例があったようであるが、その後も昔宝赤は収穫の良かった地域で食糧や草料等を強要し、民衆との間になんらかの事件が発生したと思われる。

このなんらかの事件については、Eの案件の後半で禁じられている、昔宝赤に対する民衆の集団暴行のことではないかと考える。これに関連して、『国朝文類』卷第二十五・丞相順德忠獻王碑に次の記述が見られる。この記述は、Eの案件における、「集団暴行を加える側が民衆であり、受ける側が昔宝赤である」との明確な訳出の根拠ともなっている。

大同の民、群して鷹房と鬪殿し、二人を死せしむ。
近臣変を以て聞こゆ。帝怒りて亟かに王（順德忠獻王）を遣わして治せしむ、止だ其の首鬪なるものを坐せしむ。

順德忠獻王とは、さきのAの案件に登場した哈刺哈孫答刺罕のことである。大同の民衆が昔宝赤二人を撲殺するに及び、ハーン（クビライ）は哈刺哈孫を派遣して首

謀者を断罪している。

この民衆の群闘の記録は、乙酉年（至元二十二年、西曆1285年）から辛卯年（至元二十八年、西曆1291年）の間の出来事である。これは、同じく丞相順徳忠獻王碑の、引用部前後の記述から判断できる。故に、Eの案件が降される数年前、実際に大同で、民衆が昔宝赤に集団暴行を加えた事実が存在することになる。

Eの案件はこうした事実を考慮し、昔宝赤と民衆の衝突を未然に防ごうとしたものと思われる。

そして中書省の決定によると、「任務を帯びて往来する昔宝赤たちには決められた分量の食糧や草料、さらに宿泊所を、民衆側が提供する」ということであり、「昔宝赤の横暴に対しても民衆は力づくの抵抗に及んではない」とされている。

この中書省の決定事項については、明らかに昔宝赤の身柄の安全をおおやけに確保するという意図がある、と考えて間違いないであろう。

Eの案件はほんの一例でしかないが、昔宝赤の擾民を禁じたいくつかの案件を代表して、次のことを象徴的に物語っている。つまり、擾民を禁じる目的は昔宝赤の保護にあつて、決して民衆の生活を保障するためではない

ということである。昔宝赤とは、モンゴルの有力者にとつて、文書を廻してまで保護すべき貴重な人材だったのである。

怯薛の人員昔宝赤は、鷹や軍事にかかわる様々な任務を帯びて、中央から外地へと赴いた。又、そうした移動の際にはしばしば民衆とのトラブルを引き起こしたが、絶大なるハーンの庇護のもとで安全を保障された。AからEに及ぶ案件から推察できる昔宝赤の職掌と擾民にまつわる事実は、モンゴルの有力者の間で、昔宝赤達がいかに寵愛を受けたかを示すものであり、鷹にかかわる専門知識を有した人員が、必要欠くべからざる存在であったことを明らかにしてくれる。鷹狩りのもつ、軍事的な全体訓練としての意味合いも、もちろん無視することはできないが、昔宝赤に関連するこれまでの史料からは、モンゴル有力者が、純粹な娯楽としての鷹狩りにどれほど心を寄せていたかを窺い知ることができるのである。